



住民自治によるまちづくり行動計画(前期)体系図【素案】



目共
標通

やすらぎと活力にみちた 魅力かがやく 元気都市 “やつしろ”

理基
念本

加たって、語って、協働によるまちづくり

方基
針本

協働の領域と責任

協働を進めるうえでの基本原則

新たな住民自治組織の確立

計画の期間

基本指針

準備期間(前期) 5カ年

平成22年度 平成26年度

実施期間(後期) 5カ年

平成27年度 平成31年度

計画の推進体制

計画の推進事項については社会情勢の変化や変更、住民ニーズの変化などを踏まえ、適宜見直しを行いながら推進します。

住民自治推進庁内検討会議での推進

各部各課での推進

全職員の参画

総合的な政策マネジメントの導入・推進

分役
担割

住民が主体的に取り組むもの

住民と行政が協働で取り組むもの

行政が主体的に取り組むもの

行動計画施策

組織の確立

施設の運営

自主運営の促進

協働事業の推進

役割の明確化

啓発の推進

施設の運営

信頼される行政運営

情報の共有

啓発の促進

組織の確立

施設の運営

自主運営の促進

権限・財源の移譲

5年間で取り組む施策

コミュニティ圏域の設定

人材の発掘・養成

関係機関との連携

拠点施設活動の充実

住民主体のまちづくり強化

まちづくり計画(地域別計画)の策定

コミュニティビジネスの促進

誰もがいきいきと暮らすまち

郷土を拓く人を育むまち

安全で快適に暮らせるまち

豊かさにとぎわいのあるまち

人と自然が調和するまち

自治基本条例の制定に向けた取り組み

パートナーシップ協定の制定

自治会との連携協力

住民意識の高揚

活動拠点施設の機能充実

市民参加に開かれた行政運営

行財政改革の推進

地域情報・行政情報の提供

広聴活動の充実

広報活動の充実

行政組織の確立

行政組織の確立

活動拠点施設の機能充実

市政協力員との関係

市民活動保険制度

市民活動保険制度

住民自治活動支援制度(補助金一本化)

協働委託の促進(委託業務)

協働委託の促進(委託業務)

協働委託の促進(委託業務)

協働委託の促進(委託業務)

協働委託の促進(委託業務)

協働委託の促進(委託業務)



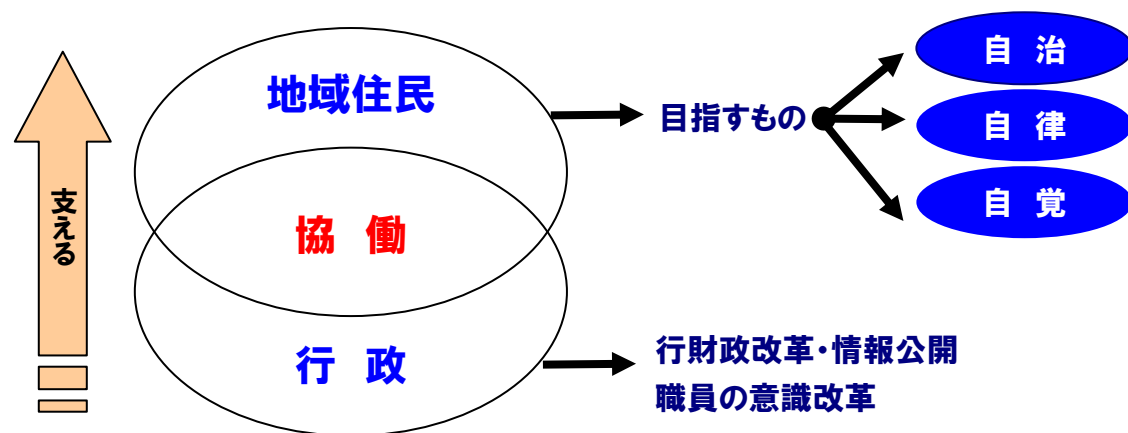
住民自治によるまちづくりの仕組み

八代市では、住民自治によるまちづくりを積極的に推進していきます。

住民と行政との適切な役割分担を行い、将来にわたり地域の経営を住民と行政が協力で担っていくビジョンを示します。

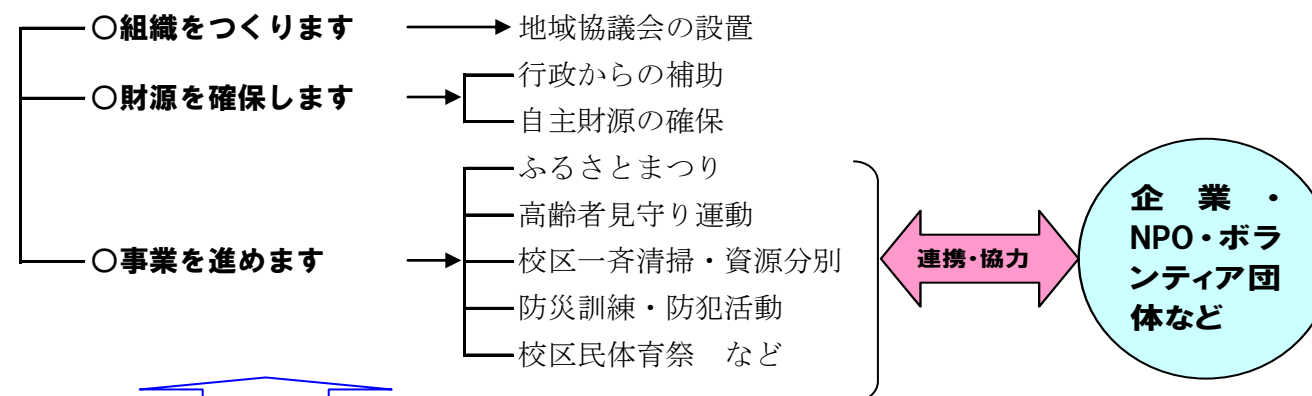
～地域で考え地域で行動するまちづくり～

これからは、地域がもっと自治力を高め、最終的には地域の事柄は、地域が決め、地域が運営していく「地域の自律」に向けて、八代市も協働して取り組んでいきます。



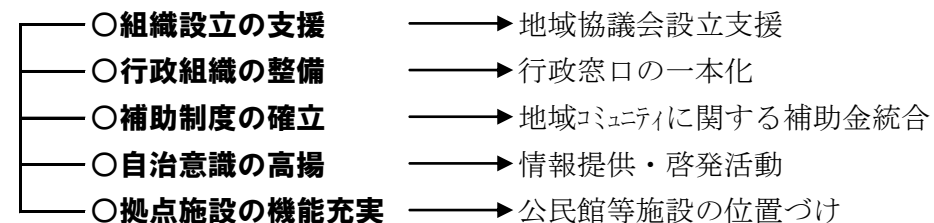
これから変わる地域の仕組み

地域住民の役割



住民自治を支えるための行政支援

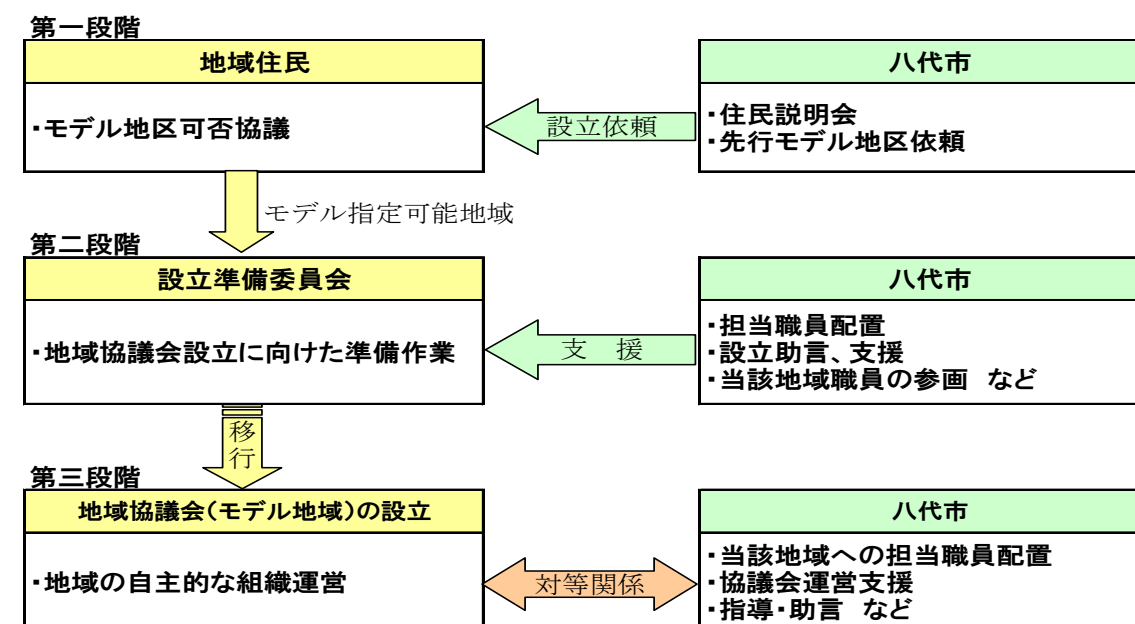
行政の役割



組織設立の支援

市では自治意識を高めるため、啓発活動や住民説明会を実施し、組織化を図ります。組織化にあたっては、当面、モデル地域を数箇所指定し、行政と二人三脚の取り組みを進め、モデル地域との実績を踏まえて、他地域への組織化を図ります。

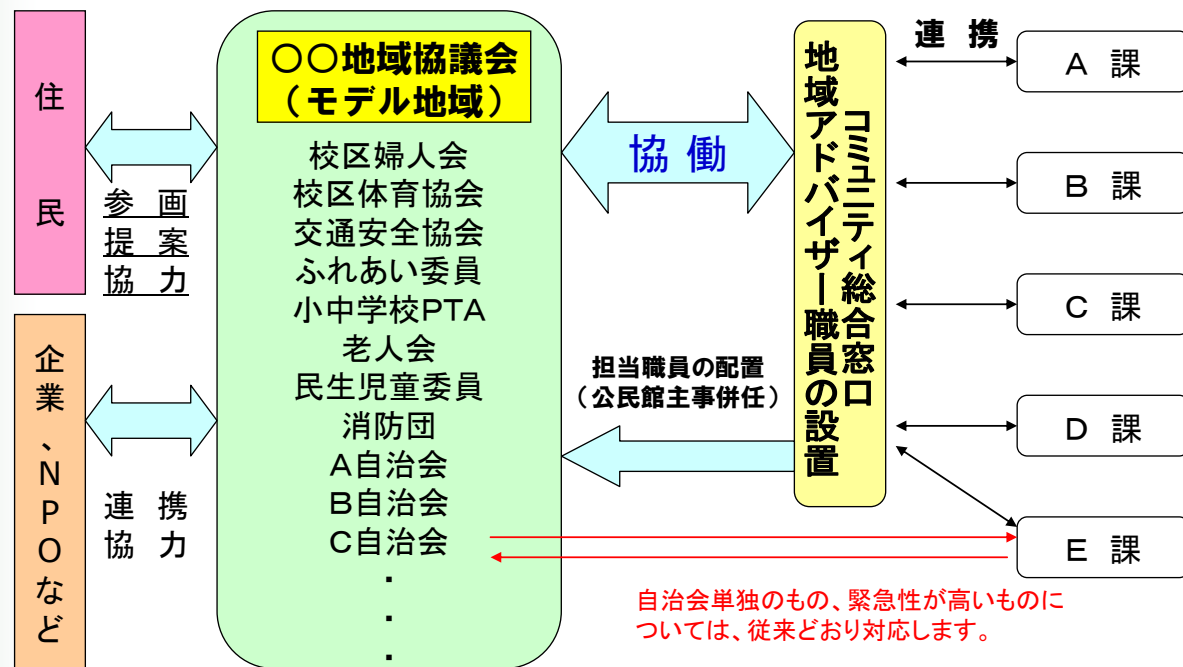
また、市政協力員との連携を深め、十分時間をかけて組織を設置していきます。



行政組織の整備

住民と行政の協働によるまちづくりや総合的なコミュニティ施策の展開を図っていくため、行政窓口を可能な限り統合を図っていきます。

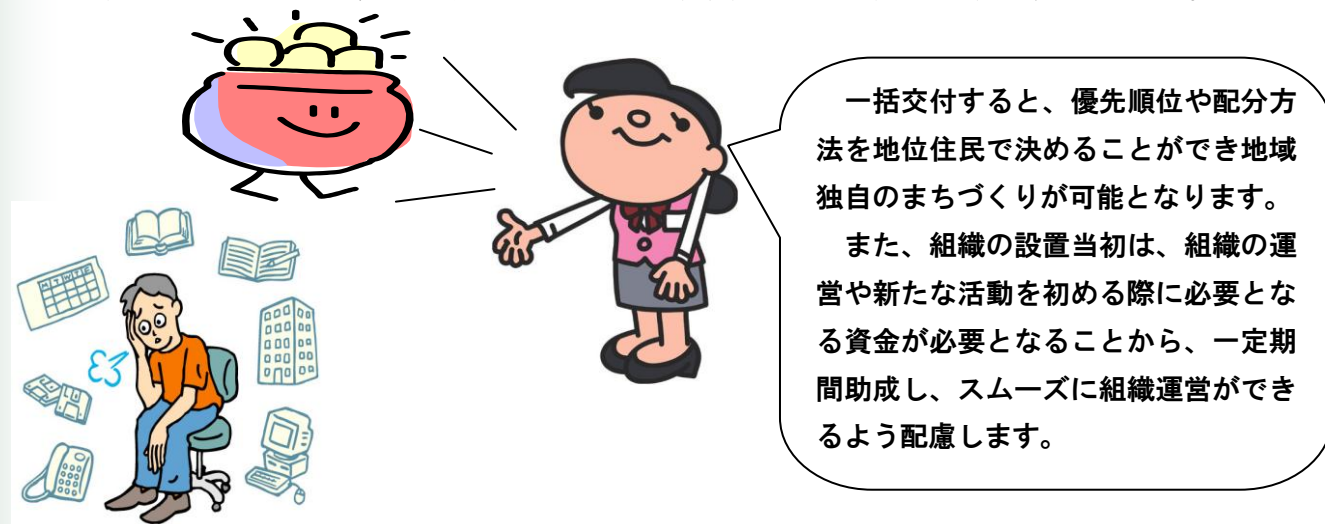
また、地域と密接に関わっている公民館主事を今後も配置し、総合的なまちづくりについて、コーディネートしていきます。



補助制度の確立

これからモデル地域となる地域協議会へ行政の持っている権限・財源を試験的に移譲していきます。各地域の独自のまちづくりがより実現できるよう、コミュニティに関する補助金を一本化し、一括して交付します。

また、新たな組織を設置した際に必要となる経費の一部を、一定期間助成します。



自治意識の高揚

これからのまちづくりは、一部の人が担うのではなく、そこに暮らすすべての住民が地域の担い手として考えなければなりません。

自分の住む地域の環境や快適な暮らしのための各種施策について、地域住民の皆さんで真剣に考え、将来どのようなまちにしていきたいのか、そのために自分たちで何ができるのかを考え、行動してもらうため、協働に関する情報提供や研修会、出前講座等、積極的な啓発活動を行い、住民自治意識の向上に努めていきます。



活動拠点施設の機能充実

地域住民の皆さんが主体となって、地域づくり、福祉活動等を実践していくため、公民館等施設を地域の活動拠点施設として位置づけていきます。

また、公民館等施設を対象とした指定管理者制度の導入にあたっては、地域の拠点施設ということを第一に考え、地域住民が主体となって管理運営できるような仕組みを考えていきます。さらに、地域活動が活発となるよう、必要性、緊急性を考慮しながら整備していきます。

